

# 内蒙古自治区著名商標認定・保護弁法

2004年9月22日発布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 内蒙古自治区著名商標認定・保護弁法

(2004年9月9日、自治区人民政府第10回常務会議で採択。2004年9月22日、内蒙古自治区人民政府令第136号を發布、2004年11月1日より施行)

第一条 内蒙古自治区著名商標の認定活動の規範化を図り、内蒙古自治区著名商標所有者および消費者の合法的な權益を保護するため、『中華人民共和國商標法』および関係法律、法規に基づき、自治区の實際状況と結び付け、本弁法を制定する。

第二条 内蒙古自治区著名商標(以下、内蒙古著名商標と略称)とは、自治区行政区域内の市場で比較的高い名聲を持ち、関連する公衆に周知されるとともに、本弁法に基づいて認定された登録商標を指す。

第三条 内蒙古著名商標の認定、保護に本弁法を適用する。

第四条 内蒙古著名商標の認定は、公開、公平、公正の原則に従う。

第五条 自治区工商行政管理部门は内蒙古著名商標の認定、保護活動について責任を負う。

第六条 内蒙古著名商標の申請に当たっては、以下の条件を具備していなければならない。

(一)申請人の住所または商品産地が自治区行政区域内にあること。

(二)申請人は登録商標所有者であること。

(三)当該商標は商標登録日から連続3年間、法に従って使用されており、かつ商標權に関する争議が存在しないこと。

(四)当該商標の指定商品は、自治区または国内の同類商品の中で品質およびアフターサービスが優れており、関連する公衆の中で比較的高い知名度および良好な市場の評判と信用を有していること。

(五)当該商標の指定商品の過去3年間の売上高、納税額、シェアなどの主要經濟指標が自治区または国内の同類商品の中でリードする位置にあること。

(六)当該登録商標所有者は厳格な商標使用・保護・管理措置を備えていること。

(七)当該登録商標所有者に過去3年間、他者の登録商標専用権を侵害する違法行為がないこと。

第七条 登録商標所有者は内蒙古著名商標の認定申請を行う場合、自治区工商行政管理部門に以下の資料を提出しなければならない。

(一)申請書

(二)申請人の主体資格を証明する関連証書

(三)商標登録証のコピー

(四)当該商標の使用・管理・保護に関する資料

(五)当該商標の広告発表状況

(六)関係行政部門または業界団体が発行する当該商標の指定商品の品質に関する資料

(七)関係行政部門または業界団体が発行する当該商標の指定商品の過去3年間における売上高、納税額、シェアなどの主要経済指標および自治区、国内の同業界におけるランク状況に関する資料

(八)商標の知名度に関するその他証明資料

登録商標所有者は申請資料を所在地の盟・市工商行政管理部門に提出することができ、盟・市工商行政管理部門は申請資料を受領した日から7業務日以内に、自治区工商行政管理部門に転送しなければならない。

第八条 自治区工商行政管理部門は申請資料を受領した日から10日以内に審査を完了しなければならない。本弁法第六条、第七条の規定に合致する場合、受理しなければならない。規定に合致しない場合、書面で理由を説明し、10日以内に申請人に通知するとともに、関連資料を返却しなければならない。申請資料に補正が必要な場合、申請人に期限内の補正を書面で1回のみ通知すること。期限を過ぎても補正を行わない場合、申請を放棄したものと見なす。

自治区工商行政管理部門は受理した申請について、申請人に書面で通知するとともに、自治区範囲内で発行されている刊行物またはウェブサイト上に、内蒙古著名商標1次審査公告を發布しなければならない。1次審査公告日から30日以内に、いかなる者も異議を提起することができる。

第九条 自治区工商行政管理部門は内蒙古著名商標認定委員会(以下、認定委員会と略称する)

の設立を手配する。同委員会は内蒙古著名商標の審議・認定活動について責任を負う。

認定委員会は40人以上の法律、経済、科学技術および関連業界の代表、専門家から構成し、記録を残すために、自治区人民政府に届け出る。認定委員会の主任委員は自治区工商行政管理部門の主要責任者が担当する。

内蒙古著名商標の審議・認定のたびに、自治区工商行政管理部門は認定委員会の委員から21人以上の奇数人数を確定し、著名商標認定グループを組成し、認定権を集団で行使する。

第十条 認定委員会は申請資料の真実性、合法性、正確性について、審査、事実確認を行うとともに、関係機構に著名商標申請人の申請資料に対する調査、事実確認を委託することもできる。

第十一条 認定委員会の委員および関係要員と申請人との間に利害関係がある場合、回避しなければならない。

第十二条 認定委員会の委員および関係要員は申請人の関係資料を適切に保管し、秘密保持の義務を負わなければならない。

第十三条 内蒙古著名商標の認定は、著名商標認定グループ全体の委員による無記名投票で表決をとるとともに、3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

内蒙古著名商標認定グループの委員は他者に会議への出席、表決を委託してはならない。

第十四条 認定委員会の委員の資格、任期および審議・認定プロセス、規則は、自治区工商行政管理部門が関係部門と合同で制定し、自治区人民政府に届け出を行い、許可された後、公布、執行する。

第十五条 認定委員会によって内蒙古著名商標に認定された場合、自治区工商行政管理部門が『内蒙古自治区著名商標証書』を発給するとともに、自治区範囲内で発行されている刊行物またはウェブサイト上で公告を行う。認定しない場合、書面で申請人に通知する。

第十六条 内蒙古著名商標に認定された場合、公告日より3年間有効である。

期間満了前3ヵ月以内に、内蒙古著名商標所有者は自治区工商行政管理部門に更新申請を行うことができる。本弁法第六条の規定条件に合致する場合、自治区工商行政管理部門は確認し、公告を行う。更新有効期間は毎回3年とし、期限が過ぎても更新申請を行わない、または審査の結果、条件に合致しない場合、当該著名商標は失効し、自治区工商行政管理部門が公告を行う。

第十七条 内蒙古著名商標について、公告の発布日から、内蒙古著名商標所有者はその査定された商品およびその包装、装飾、説明書、業務書簡、広告宣伝、展覧およびその他の業務活動において、「内蒙古自治区著名商標」または「内蒙古著名商標」の文字を使用することができるが、認定日を明記しなければならない。

内蒙古著名商標に認定された商品は有名商品と見なされる。

第十八条 自治区認定委員会による認定、または内蒙古著名商標所有者の法による許可を経ずに、いかなる自然人、法人およびその他組織も「内蒙古自治区著名商標」、「内蒙古著名商標」など誤認を引き起こす文字を使用してはならない。

第十九条 内蒙古著名商標は同類商品の中で以下の保護を受ける。

(一)自然人、法人およびその他組織は内蒙古著名商標と同一または類似した文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせ、および上述の要素を組み合わせたものを、商品の名称、商品の装飾として使用したり、或いは未登録商標として使用したりしてはならず、かつ誤認を引き起こすものを使用してはならない。

(二)自然人、法人およびその他組織は内蒙古著名商標の指定商品特有の、またはそれに類似した名称、包装、装飾を使用してはならず、かつ誤認を引き起こすものを使用してはならない。

第二十条 異なる商品または非類似商品に、自然人、法人およびその他組織は内蒙古著名商標と同一または類似した文字、図形、音標文字、数字、立体マーク、色の組み合わせ、および上述の要素を組み合わせたものを、商品の名称、商品の装飾として使用したり、または未登録商標として使用したりしてはならず、かつ誤認を引き起こすものを使用してはならない。

第二十一条 自然人、法人およびその他組織は内蒙古著名商標と同一または類似した文字を企

業の屋号または店舗名称に使用してはならない。内蒙古著名商標所有者の企業の屋号または店舗名称と同一または類似した文字を本企業の屋号または店舗名称および未登録商標として使用してはならない。但し、企業（屋号）または店舗名称が先に登記されていた場合を除く。

第二十二條 内蒙古著名商標所有者および使用者は以下の義務を履行しなければならない。

(一) 内蒙古著名商標所有者および使用者は内蒙古著名商標を認定時に査定された商品にのみ用い、使用範囲を拡大してはならない。

(二) 内蒙古著名商標所有者および使用者は「内蒙古自治区著名商標」または「内蒙古著名商標」の文字を規範的に使用しなければならない。

(三) 内蒙古著名商標所有者は他者による使用を許諾する場合、法に従って、使用許諾手続を行うとともに、記録を残すために、認定委員会に届け出なければならない。

(四) 内蒙古著名商標所有者は登録者の名義、住所およびその他登録事項を変更する場合、変更を許可された日から 30 日以内に、記録を残すために、認定委員会に変更事項を届け出なければならない。

(五) 内蒙古著名商標所有者は法に従って、その商標を譲渡する場合、譲受人は本弁法の規定に基づいて、改めて著名商標の認定申請を行わなければならない。

(六) 法律、法規が定めるその他義務。

第二十三條 以下に掲げる状況の一つがある場合、自治区工商行政管理部門はその著名商標を取り消すと同時に、公告を行う。

(一) 虚偽の文書、資料の提供など欺瞞手段によって内蒙古著名商標を取得した場合。

(二) 当該商標の指定商品の有効期間内に、商品の質およびアフターサービスが規格に合わない、市場の信用が低く、売上高、納税額、シェアなどの主要経済指標が低下している。

(三) 当該著名商標の査定された商品範囲を超越し、期限を切って是正を命じたにもかかわらず、是正を拒否した場合。

(四) 正当な理由なく、内蒙古著名商標の使用を 1 年以上停止した場合。

(五) 『中華人民共和國商標法』および関連規定に違反した場合。

前項第(一)号に規定する状況があった場合、当該著名商標の取消公告日から 3 年間、内蒙古著名商標の認定申請を再度行ってはならない。

第二十四条 本弁法第十八条の規定に違反した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が是正を命じるとともに、情状により 1,000 元以上 3 万元以下の罰金を科す。

第二十五条 本弁法第十九条の規定に違反した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が行為者に侵権行為の停止を命じるとともに、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国反不正当竞争法（不正競争防止法）』などの関係法律、法規の規定に基づき、処罰する。

第二十六条 本弁法第二十条、第二十一条の規定に違反した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が行為者に侵権行為の停止を命じるとともに、1,000 元以下の罰金を科す。違法所得がある場合、違法所得の 3 倍以下の罰金を科す。但し、最高額は 3 万元を超えてはならない。

第二十七条 本弁法第二十二条第(一)項の規定に違反した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が期限内の是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1,000 元以下の罰金を科す。違法所得がある場合、違法所得の 3 倍以下の罰金を科す。但し、最高額は 3 万元を超えてはならない。

本弁法第二十二条第(二)、(三)、(四)号の規定に違反した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が期限内の是正を命じる。期限を過ぎても是正しない場合、1,000 元以下の罰金を科す。

第二十八条 虚偽の文書、資料の提供など欺瞞手段によって自治区著名商標を取得した場合、旗・県レベル以上の工商行政管理部門が 1,000 元以上 3 万元以下の罰金を科す。

第二十九条 工商行政管理部門の職員に内蒙古著名商標の認定および保護活動において、法定の職責を履行しない、職責を軽んずる、職権を乱用する、私情にとらわれて不正をはたらく、賄賂を受け取るなどの行為があった場合、その任免機関または行政監察機関が情状の軽重により、懲戒処分に付す。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第三十条 自治区が既にその他の省、自治区、直轄市と著名商標保護協定を締結している場合、当該省、自治区、直轄市の著名商標所有者の合法的な権益は本弁法による保護を受ける。

第三十一条 内蒙古著名商標の認定および保護はサービス商標に適用される。

第三十二条 本弁法は2004年11月1日より施行する。